

地域生活支援拠点等に係る加算について

届出により算定が可能となる加算

(1) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が対象の加算

①地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回

地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に算定（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に算定）

②地域体制強化共同支援加算 2,000単位/回（月1回を限度）

地域生活支援拠点等であること、又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画している相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合に算定

(2) 地域移行支援事業所が対象の加算

①体験利用加算

障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15日以内に限り算定

・ 初日から5日目まで 500単位/日

＋50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

・ 6日目から15日目まで 250単位/日

＋50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

②体験宿泊加算（Ⅰ）

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、②及び③を合計して15日以内に限り算定

300単位/日

＋50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

③体験宿泊加算（Ⅱ）

夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に算定に、②及び③を合計して15日以内に限り算定

700単位/日

＋50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

(3) 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）が対象の加算

①体験利用支援加算

障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日以内に限り算定

・ 初日から5日目まで 500単位/日

＋50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

・ 6日目から15日目まで 250単位/日

＋50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

②緊急時受入加算 100単位／日

平時からの関係機関との連絡調整に従事する者を配置する事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に算定

(4) 施設入所支援事業所が対象の加算

①体験宿泊支援加算 120単位／日

施設利用者の体験宿泊を支援した場合に算定

②地域移行促進加算(Ⅱ) 60単位／日

地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に、1月につき3回に限り算定

(5) 訪問系サービス事業所(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)が対象の加算

①緊急時対応加算

個別支援計画に位置付けられていない訪問系サービスを、利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合に算定

100単位／回(月2回を限度)

+50単位／回(地域生活支援拠点等の場合)

(6) 自立生活援助事業所が対象の加算

①緊急時支援加算

緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時)に支援を行った場合に算定

・緊急時支援加算(Ⅰ) 711単位／日(訪問又は一時的な滞在による支援)

+50単位／日(地域生活支援拠点等の場合)

・緊急時支援加算(Ⅱ) 94単位／日(電話相談援助)

(7) 地域定着支援事業所が対象の加算

①緊急時支援費

緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき支援を行った場合に算定

・緊急時支援費(Ⅰ) 712単位／日(訪問又は一時的な滞在による支援)

+50単位／日(地域生活支援拠点等の場合)

・緊急時支援費(Ⅱ) 95単位／日(深夜における電話相談援助)

(8) 短期入所事業所が対象の加算

①地域生活支援拠点等である場合の加算

短期入所のサービス利用の開始日に加算(緊急時の受入れに限らない)

+100単位／日(地域生活支援拠点等の場合)

+200単位／日(①に加えて以下※の要件を満たす場合)

※平時から利用者の生活の状況等を把握するため、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合

(9) 特定相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援（以下、「特定相談支援等」）を一体的に行う事業所が対象の加算

①地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位／月以下のい

ずれかに該当する場合に算定

- ・ 特定相談支援等を一体的に運営し、かつ、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置する場合
- ・ 複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

※1 事業ごとにそれぞれ算定（特定相談及び障害児相談については機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）

※2 コーディネーター1人当たり100回／月までの算定

【拠点コーディネーターの役割（例）】

○市町村、基幹相談支援センター、相談支援事業所、（自立支援）協議会や複数法人で拠点機能を担う場合の連絡体制や伝達体制の整理等地域における連絡体制の構築

○緊急時や地域移行に関するニーズの把握や相談、動機付け支援等

※拠点コーディネーターは個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことに留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。